

小山町教育委員会事務局組織規則及び  
小山町教育委員会公印規則の一部を改正する規則案

小山町教育委員会事務局組織規則及び小山町教育委員会公印規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成24年 月 日

小山町教育委員会委員長

小山町教育委員会規則第 号

小山町教育委員会事務局組織規則及び小山町教育委員会公印規則の一部を改  
正する規則

(小山町教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 小山町教育委員会事務局組織規則(平成17年小山町教育委員会規則第1号)の  
一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

学校教育課	教育総務スタッフ、こども育成スタッフ	を
-------	--------------------	---

こども育成課	教育スタッフ、育成スタッフ	に
--------	---------------	---

改め、同条第3項各号中「学校教育課」を「こども育成課」に改める。

第3条第2項中「学校教育課」を「こども育成課」に改める。

別表第1の1の項中「学校教育課」を「こども育成課」に改め、同項中第16号を第  
21号とし、第15号を第20号とし、第14号を第19号とし、第13号の次に次の  
5号を加える。

- (14) 児童福祉に関すること。
- (15) 児童手当及び児童扶養手当に関すること。
- (16) 児童遊園地に関すること。
- (17) 母子福祉に関すること。
- (18) 子育て支援センターに関すること。

別表第1の2の項に次の1号を加える。

- (40) 特定非営利活動促進法(NPO法人)に関すること。

別表第2中

学校教育課	教育総務スタッフ	総務担当	を
-------	----------	------	---

	こども育成スタッフ	育成担当
--	-----------	------

こども育成課	教育スタッフ	教育担当
	育成スタッフ	育成担当

改める。

別表第3第2号学校教育課の項中「学校教育課」を「こども育成課」に、

ニ 放課後児童クラブ入退会の決定		○	
ヌ 放課後児童クラブ保育料の減免		○	
ネ 保育ママの認定	○		

ニ 母子家庭等医療費助成に係る第三者行為による損害賠償の請求		○	
ヌ 各種助成、扶助及び給付事業の決定及び認定		○	
ネ 放課後児童クラブ入退会の決定		○	
ノ 放課後児童クラブ保育料の減免		○	
ハ 保育ママの認定	○		

改め、同号生涯学習課の項に次のように加える。

リ 特定非営利活動促進法（NPO）に関する調整	○		
ル 特定非営利活動促進法（NPO）に関する調査及び研究		○	

（小山町教育委員会公印規則の一部改正）

第2条 小山町教育委員会公印規則（昭和60年小山町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「学校教育課」を「こども育成課」に改める。

第10条、第11条第1項及び第2項並びに別表第1中「学校教育課長」を「こども育成課長」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。